

平成19年第10回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成19年9月21日(金) 午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 梨本委員長、長沼委員長職務代理委員、坂爪委員、渡辺委員、松永教育長
- 4 説明のための出席者
池浦教育総務課長、駒澤学校教育課長、金子生涯学習課長、堤国体推進室長、宗村中央公民館長、羽賀図書館長、長谷川教育総務課長補佐、本多教育総務課総務係長
- 5 傍聴人 1人(三条新聞藤田記者)
- 6 議 題
 - (1) 前回会議録の承認
平成19年第9回教育委員会定例会会議録について
 - (2) 議 事
議第 1号 三条市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について
 - (3) その他
 - ・教育制度等検討委員会専門部会の開催について
- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 会議録の承認
梨本委員長から平成19年第9回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定
 - (2) 議第 1号 三条市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について
池浦教育総務課長が説明
—— 全員承認と決定 ——
 - (3) その他
 - ・教育制度等検討委員会専門部会の開催について
池浦教育総務課長が説明(梨本委員長)
学校選択制において、「特認校制度」と「特定地域選択制」の意味を具体的に説明してほしい。

(池浦教育総務課長)

県内では小学校入学時の学校選択制については、新潟、長岡を始めとする5自治体で学校選択制を実施している。学校選択制の種類としては、資料に区分してある5種類である。

「特認校制度」とは、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく、その市町村のどこからでも就学を認めるというものである。また、「特定地域選択制」とは、従来の通学区域は残したまま、特定の地域（例えば、ある町内のある地区）に居住する者について、学校選択を認めるというものがこれに当たる。

(梨本委員長)

資料では特認校制は、「特定の学校について…」と記されているが、特定の学校でない場合はどうなるのか。また、特定地域選択制では、「特定の地域に居住する者」となっているが、特定の地域に居住しない者はどうなるのか。

(松永教育長)

例えば、下田地区の荒沢小学校が少子化により、児童生徒が年々減少してきている。しかし、学校施設は新しく地域の自然環境も良い。学校側も子どもたちを多く受け入れ、活性化したい。また、親の方でも子どもをそういう学校で学ばせたいとした場合、市内のどの地域から誰でも希望する者は受け入れるということで「特認校」として認めるというものである。例えばこのような自然環境等に恵まれた学校で学ぶことにより、いじめ・不登校の子どもたちが癒されて治ることも考えられるが、親がその学校に子どもを入れたいと希望した場合に、市内のどの地域からでも受け入れるというものが、特認校制度である。しかし、交通の手段等を考えると、そういったことが実現できる場所が限られる。札幌などにある学校は、交通手段が発達していることから通学できるが、三条市に特認校を設けたとしても、そこに行く人は少ないのではないかと考える。

(梨本委員長)

どの学校を特認校にするかということになると、大変むずかしいことになりますね。

(松永教育長)

そのとおりだ。

(渡辺委員)

三条に住んでいる子どもが、体操競技をしたいということで、加茂の学校に在籍するようになった場合はどうなるのか。

(松永教育長)

その場合は、区域外就学となり、その事例は当該児童生徒の保護者から事情をよく聴いて、本人のためにはそうすべきであると三条市教育委員会で認定し、相手市の教育委員会に受け入れをお願いすることになる。両市の教育委員会で協議をして認定をした場合は、区域外就学となる。すなわち、区域外就学は市町村をまたがっての就学であり、学区外就学は三条市内の就学者が学区を外れて就学をすることである。

(池浦教育総務課長)

資料の 11 ページをご覧ください。そこには三条市の就学校の変更及び区域外就学の承認基準が一覧にして記してある。また、12 ページには学区外・区域外就学者の実数が掲載してある。

(梨本委員長)

特定地域選択制において、「特定の地域に居住する…」となっているが、どのような地域が考えられるか。

(松永教育長)

例えば、三条市の西鱈田や土場を考えると、仮に両地域とも学区としては西鱈田小学校に指定されていたとしても、その中で特定の地域からは西鱈田小学校と条南小学校のどちらかを選択して通学ができるという制度である。

(梨本委員長)

そうすると、それは隣接区域選択制になるのではないのか。

(松永教育長)

本成寺地域を例にとると、同地域は広いことから、行政区によって西鱈田小学校と月岡小学校へ行くことが実際区分されており、どちらの学校へ行っても良いとはなっていない。特定地域選択制の場合に限って、特定の地域に居住する者だけが学校を選択できるのであって、隣接区域選択制とは違う。

(池浦教育総務課長)

昔は、曲淵3丁目の通学区は、小学校では四日町小学校で、中学校では第一中学校区であったが、実態を見れば、月岡小学校へ通学するほうがはるかに近いという中で、どちらへ行ってもいいように調整区域というものを認めた経緯がある。これは、隣接区域選択制とは違うものだ。また、三条市ではあまり例をみないが、例えば地下鉄やバスなどの公共交通手段が発達している地域等の場合、隣接する学校へ通学するよりは、距離的には離れていても公共交通によって通学時間が短くなり、通学に関する負荷が減るような場合は隣接区域選択制ではなく、特定地域選択制ということになる。

(長沼委員)

特認校となる特認の条件とは何か。

(松永教育長)

児童数の減少で、年々学校が先細りしていくことから、学校をとりまく良い環境を生かした中で特認校とし、多くの人から就学をしてもらうことだと思う。三条小学校の児童数が減少したから特認校として他から子どもたちを受け入れるという形で取り上げるやり方もあるかもしれないが、そういった手法はいかがなものか。

(池浦教育総務課長)

就学校の変更及び区域外就学に対する説明が少し足りなかったもので、補足説明をさせていただきたい。三条市は現行どのように実施しているのかというと、資料11ページにあるように、承認基準の欄の承認事由を見ていただくとわかるとおり、大抵の場合が何ら

かの形で該当するようになっている。このことから、あえて学校選択制を導入しなくても、現行制度の中で弾力的に運営されていることから不都合がないものと考えている。ただ、今後、学校の統廃合の中で整理がなされてきた時点で、地域性等の特色を生かした学校選択制について、改めて議論すべきだろうと考えている。

(坂爪委員)

学区外・区域外就学の承認基準については、資料にあるように承認基準があるが、実際申請があった場合、申請理由と承認基準とは合致しているのか。

(池浦教育総務課長)

申請者との話し合いの中で、申請理由を承認基準と合致するよう合わせてもらっている。

(梨本委員長)

着々と進んでいるようである。来年の春にはまとまるか。

(池浦教育総務課長)

予定としては、既に学校施設等専門部会は2回の審議で終了しており、教育制度等専門部会も次回の3回目の会議で終了する。その後、全体会に戻って専門部会から上がってきたものを審議してもらい、中間報告という形で11月上旬頃までにまとめ、パブリックコメントをかけていきたい。

次回教育委員会定例会の開催日時について

日 時 平成19年10月26日(金) 午後1時30分

会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

8 閉会宣言 平成19年9月21日 午後2時